

# 予防接種室の設置について

## 1. 趣旨

予防接種行政について、ワクチンの情報収集、流通、分析、評価、接種体制の整備等を一元的に担う体制を構築する。

## 2. 具体的な改正内容

- (1) 健康局結核感染症課に予防接種室を設置する。
- (2) ワクチンの生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局血液対策課から健康局結核感染症課に移管する。  
(厚生労働省組織令等の改正)

## 3. 施行期日

平成23年10月1日